

●香川県告示第205号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成22年5月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波	宇多津港	東枳塩田	<p>1 指定場所 綾歌郡宇多津町浜三番丁219番地6から、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点5までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点4までを順次結んだ線及び補助点4と基点5とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点1 四等三角点三浦（北緯34度18分11.1745秒、東経133度48分27.6182秒）から33度09分、2,027.5メートル、綾歌郡宇多津町浜三番丁219番地6の1号表示杭 基点2 基点1から239度31分、348.8メートル、綾歌郡宇多津町浜三番丁219番地5の2号表示杭 基点3 基点2から285度26分、8.0メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の3号表示杭 基点4 基点3から329度20分、64.4メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の4号表示杭 基点5 基点4から313度16分、29.2メートル、綾歌郡宇多津町浜一番丁219番地4の5号表示杭 補助点1 基点1から329度31分、20.0メートルの点 補助点2 基点2から5度11分、24.6メートルの点 補助点3 基点4から342度43分、86.4メートルの点 補助点4 基点5から329度43分、56.1メートルの点</p>